

議案第56号

大口町子ども医療費支給条例の一部改正について

大口町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年9月1日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、高校生等の通院に係る医療費の自己負担分を支給対象に加えること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

大口町子ども医療費支給条例（昭和48年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とする。

第4条第1項中「（高校生等を除く。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条中「（前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者に限る。）」を削る。

第7条第1項中「（高校生等を除く。）」を削り、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、新たに改正後の大口町子ども医療費支給条例（以下「新条例」という。）の規定により受給資格者となる者は、同日前に新条例第5条に規定する申請をすることができる。

（経過措置）

- 3 施行日前においてなされた改正前の大口町子ども医療費支給条例第5条に規定する申請は、新条例第5条の規定によりなされた申請とみなす。
- 4 新条例の規定は、施行日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

（大口町障害者医療費支給条例の一部改正）

- 5 大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「未就学児」を「子どものうち6歳に達する日以後の最初の3

月 3 1 日までの間にある者」に改める。

大口町子ども医療費支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第3項</u>の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は就学児としない。 (1)・(2) 略</p> <p>6 <u>第4項</u>の規定にかかわらず、大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）による受給資格者は高校生等としない。 (支給の範囲)</p> <p>第4条 町長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行なわれた場合（付加給付にあっては、当該給付が行なわれる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行なわれた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>この条例において「未就学児」とは、「子ども」のうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>第4項</u>の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は就学児としない。 (1)・(2) 略</p> <p>7 <u>第5項</u>の規定にかかわらず、大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）による受給資格者は高校生等としない。 (支給の範囲)</p> <p>第4条 町長は、子ども <u>(高校生等を除く。)</u>の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行なわれた場合（付加給付にあっては、当該給付が行なわれる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行なわれた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。</p> <p>2 <u>町長は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院に係る療養の給付に限る。以下この項において同じ。）が行なわれた場合（付加給付にあっては、当該給付が行なわれる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷に</u></p>

新	旧
<p>2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>（子ども医療費受給者証）</p> <p>第5条 町長は、受給資格者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第7条 町長は、受給者が医療機関等で子どもに係る医療を受けた場合には、医療費として当該子どもに係る医療を受けた受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p><u>ついて法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行なわれた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。</u></p> <p>3 前2項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>（子ども医療費受給者証）</p> <p>第5条 町長は、受給資格者<u>（前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者に限る。）</u>から申請があった場合には、規則で定めるところにより、子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第7条 町長は、受給者が医療機関等で子ども<u>（高校生等を除く。）</u>に係る医療を受けた場合には、医療費として当該子どもに係る医療を受けた受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第4条第2項の規定による医療費の支給は、当該医療費を受給資格者に支払うことにより行う。</u></p>

大口町障害者医療費支給条例の一部改正新旧対照表（附則第5項関係）

新	旧
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 大口町子ども医療費支給条例（昭和48年大口町条例第8号）に規定する<u>子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 大口町子ども医療費支給条例（昭和48年大口町条例第8号）に規定する<u>未就学児</u></p> <p>(5) 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

「子ども医療費助成制度」は、子どもが必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険の自己負担相当額を公費で負担する制度です。

現在、本制度では、出生から未就学児（6歳到達の年度末）までの通院に係る医療費及び出生から中学生（15歳到達の年度末）までの入院に係る医療費は愛知県及び大口町が、小学生（6歳到達の年度末の翌日）から中学生（15歳到達の年度末）までの通院に係る医療費及び高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費は大口町が、それぞれ助成しています。

本制度における大口町の助成対象に、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の通院に係る医療費を加えます。

(通院に係る助成)

0歳	6歳到達 年度末	15歳到達 年度末	18歳到達 年度末
愛知県・大口町		大口町	大口町

(入院に係る助成)

0歳	15歳到達 年度末	18歳到達 年度末
愛知県・大口町		大口町

2 改正の概要

(1) 助成対象者

助成対象は、大口町内に在住で、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達年度末まで）の方です。配偶者のある方や就労されている方も含みます。

(2) 助成内容

令和5年4月診療分からの通院に係る医療費（保険適用分）の自己負担分を助成します。ただし、保険適用外の費用は、助成対象ではありません。

通院に係る医療費（保険適用分）		
健康保険組合等負担分（7割）	自己負担分（3割）	
	高額療養費 ・付加給付	子ども医療費 助成対象

3 助成方法

「受給者証」を発行します。健康保険証及び受給者証を医療機関等に提示することにより、無料で受診することができます。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行します。